

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度 第1回吉川市防災会議
開 催 日 時	平成29年7月26日(水) 午前10時30分から 午前11時05分まで
開 催 場 所	吉川市中央公民館 3階 301・302会議室
出席委員(者)氏名	21名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
欠席委員(者)氏名	11名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
担当課職員職氏名	市民生活部副部長兼危機管理課長 竹内栄一、 危機管理担当 主幹 野間光二、主査 田村浩之、 主任 白岩茂、主任 青木崇、主事 山崎大樹
会議次第と会議の公開 又は非公開の別	○会議次第 1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 吉川市防災会議運営要領(案)について (2) 平成29年度吉川市地域防災計画改訂概要(案) について 4 閉 会 ○会議の公開又は非公開の別 全部公開
非公開の理由 (会議を非公開にした 場合)	
傍 聴 者 の 数	1名
会 議 資 料 の 名 称	別紙「配付資料一覧表」のとおり
会 議 録 の 作 成 方 法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 録 確 認 指 定 者	野尻委員、宮田委員
そ の 他 の 必 要 事 項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

事務局

※ 配付資料確認

※ 会議の公開及び傍聴者の説明

吉川市防災会議運営要領に基づき、会議を公開する旨を説明。また、会議の傍聴者が1名であることを報告。

事務局

1 開 会

中原会長
事務局

2 会長あいさつ

会議成立の報告

出席委員数は21名で会議が成立していることを報告。

中原会長

3 議 事

※会議録の署名委員の指名

- ・宮田委員、野尻委員を指名。
- ・委員の了承により決定。

事務局

(1) 吉川市防災会議運営要領（案）について

<説明>

・「資料1」により、吉川市防災会議運営要領の主な改訂箇所を説明。

中原会長

<審議>

・「資料1」のとおり、吉川市防災会議運営要領を改訂することについて委員へ意見を求める。

各委員

・過半数以上の挙手により了承。

事務局

(2) 平成29年度吉川市地域防災計画改訂概要（案）

<説明>

・「資料2～3-5」により、吉川市地域防災計画の主な改訂箇所を説明。

中原会長

<審議>

・「資料2～3-5」のとおり、吉川市地域防災計画を改訂することについて委員へ意見を求める。

各委員

・「資料2～3-5」のとおり、吉川市地域防災計画を改訂することに決定。

・過半数以上の挙手により了承。

中原会長

4 閉 会

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 7月28日

署名委員

宮田 寿一

署名委員

野尻 宗一

平成29年度第1回吉川市防災会議 出席者名簿

平成29年7月26日(水)

委員の氏名	出席	欠席	
中原 恵人 (吉川市長)	○		会長
金澤 裕勝 (国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長)		○	
深山 富美男 (農林水産省関東農政局地方参事官 (埼玉支局長))		○	
布施 武雄 (厚生労働省埼玉労働局春日部労働基準監督署長)		○	
酒井 英治 (埼玉県東部地域振興センター所長)	○		
中山 由紀 (埼玉県草加保健所長)		○	
細田 哲也 (埼玉県越谷県土整備事務所長)	○		
南雲 芳夫 (埼玉県警察吉川警察署長)		○	
椎葉 祐司 (吉川市副市長)	○		
野尻 宗一 (吉川市政策室長)	○		
浅水 明彦 (吉川市総務部長)	○		
鈴木 昇 (吉川市健康長寿部長)	○		
中山 浩 (吉川市市民生活部長)	○		
関根 勇 (吉川市都市整備部長)	○		
中村 詠子 (吉川市教育部長)	○		
染谷 行宏 (吉川市教育委員会教育長)	○		
地引 二郎 (吉川松伏消防組合消防長)		○	
黒田 信浩 (吉川松伏消防組合吉川消防署長)	○		
宮田 孝一 (吉川市消防団団長)	○		
山口 剛介 (吉川市水道課課長)	○		
宮野 敏雄 (東日本高速道路(株)関東支社谷和原管理事務所長)		○	
田村 暢康 (東京電力パワーグリッド(株)川口支社草加事務所長)	○		
鈴島 秀一 (NTT東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店長)		○	
中澤 陽一 (東武バスセントラル(株)吉川営業所長)	○		
春原 尊史 (東日本旅客鉄道(株)吉川美南駅長)	○		
大森 謙一 (日本郵便(株)吉川郵便局長)	○		
臼井 照雄 (東彩ガス(株)取締役 供給保安部長)	○		
中井 薫 (一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部副支部長)	○		
小笠原 忠彦 (一般社団法人吉川松伏医師会副会長)		○	
高尾 良 (吉川市自主防災組織連絡協議会会長)		○	
浦上 利詠 (社会福祉法人吉川市社会福祉協議会社会福祉士)	○		
高橋 健太郎 (吉川市自治連合会副会長)	○		
鈴木 庄次 (吉川市民生委員・児童委員協議会吉川市東地区会長)		○	
計	21人	11人	全32人(会長を除く)

平成29年度 第1回吉川市防災会議 配付資料一覧表

1	会議次第	…………	当日配付
2	会議資料		
	資料1 吉川市防災会議運営要領（案）	…………	事前配布
	資料2 平成29年度吉川市地域防災計画改訂概要（案）	…………	事前配付
	資料3-1～3-5 平成29年度吉川市地域防災計画の改訂（案）	…………	事前配付
	資料4 吉川市地域防災計画（平成27年3月）	…………	各自持参
3	参考資料	…………	事前配付
	参考資料1 吉川市防災会議の概要		
	参考資料2 吉川市防災会議委員名簿		
	参考資料3 【参考法令】災害対策基本法・吉川市防災会議条例		
4	その他		
	席次表	…………	当日配付

平成29年度 第1回吉川市防災会議

日 時 平成29年7月26日(水)
午前10時30分から
場 所 吉川市中央公民館 3階
301、302会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 吉川市防災会議運営要領（案）について

(2) 平成29年度吉川市地域防災計画改訂概要（案）について

4 その他

5 閉 会

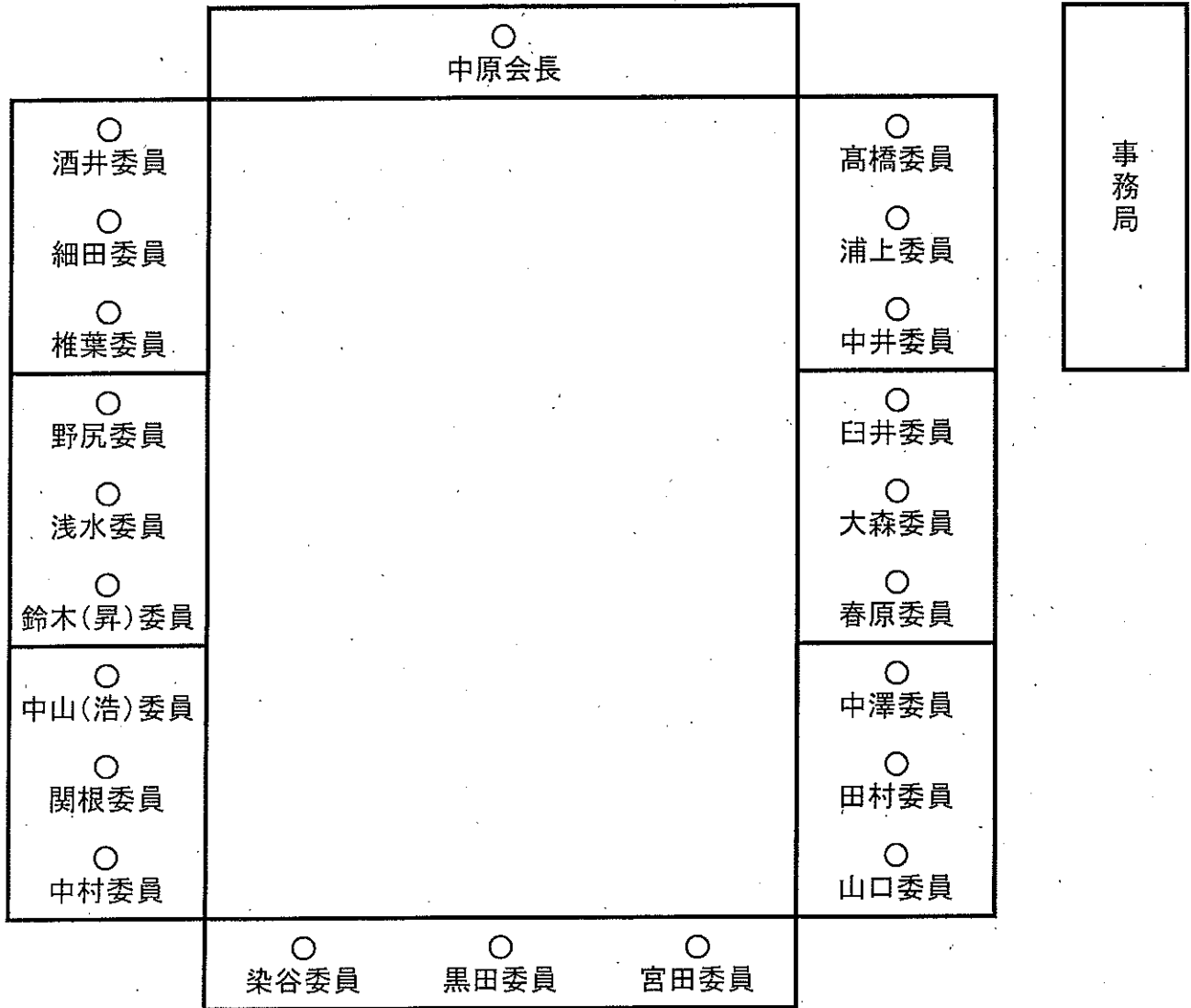
平成29年度 第1回吉川市防災会議 席次表

日時:平成29年7月26日(水)

午前10時30分から

場所:中央公民館 3階

301、302会議室



○傍聴席(5名分)

吉川市防災会議運営要領（案）

平成18年7月24日吉川市防災会議決定

（趣旨）

第1条 この要領は、吉川市防災会議条例（昭和39年条例第4号）第5条及び吉川市市民参画条例施行規則（平成17年規則第12号。以下「規則」という。）第6条第4項の規定に基づき、吉川市防災会議（以下「会議」という。）の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議事を定め、会議開催の日の7日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専決処分）

第3条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の権限に属する事務を専決処分することができる。

(1) やむを得ない事情により会議を招集することができないとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 前項の規定により、専決処分したときは、会長は、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

（会議録の作成）

第4条 規則第10条の規定による会議録の作成方法は、録音機器を使用した要点記録とする。

（会議の公開等）

第5条 会議の公開は、吉川市市民参画条例（平成16年条例第15号）及び規則の定めるところによる。

（傍聴申込み）

第6条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体については、受付簿に団体の名称、人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名を記入しなければならない。

3 受付簿に前2項に規定する事項を記入した者は、係員の確認を得た後に傍聴することができる。

4 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、会議が必要と認めるときは、抽選その他の方法により許可するものとする。

（傍聴人の定員）

第7条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、会議を行う場所（以下「会場」という。）の広さを考慮し、その都度定めるものとする。

（傍聴人の入場制限）

第8条 傍聴者が定員に達したときは、入場することができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(会場に入ることのできない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及びかさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者

(4) 笛、太鼓、ラッパ等の楽器類並びに拡声器及び無線機の類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又は会場の秩序を乱すと認められる者

2 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事の妨害をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録画及び録音で会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、秘密会を開くことを会議が決定したときは、速やかに、会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人を退場させることができる。

(庶務)

第15条 会議の庶務は、市民生活部危機管理課において処理する。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月26日から施行する。

吉川市防災会議運営要領（改正前）

平成18年7月24日吉川市防災会議決定

（趣旨）

第1条 この要領は、吉川市防災会議条例（昭和39年条例第4号）第5条及び吉川市市民参画条例施行規則（平成17年規則第12号。以下「規則」という。）第6条第4項の規定に基づき、吉川市防災会議（以下「会議」という。）の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議事を定め、会議開催の日の7日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の代理）

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の機関等に属する者を代理者として会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

（専決処分）

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の権限に属する事務を専決処分することができる。

(1) やむを得ない事情により会議を招集することができないとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 前項の規定により、専決処分したときは、会長は、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

（会議録の作成）

第5条 規則第10条の規定による会議録の作成方法は、録音機器を使用した要点記録とする。

（会議の公開等）

第6条 会議の公開は、吉川市市民参画条例（平成16年条例第15号）及び規則の定めるところによる。

（傍聴申込み）

第7条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体については、受付簿に団体の名称、人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名を記入しなければならない。

3 受付簿に前2項に規定する事項を記入した者は、係員の確認を得た後に傍聴することができる。

4 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、会議が必要と認めるときは、抽選その他の方法により許可するものとする。

(傍聴人の定員)

第8条 傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員は、会議を行う場所(以下「会場」という。)の広さを考慮し、その都度定めるものとする。

(傍聴人の入場制限)

第9条 傍聴者が定員に達したときは、入場することができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(会場に入ることのできない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及びかさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者

(4) 笛、太鼓、ラッパ等の楽器類並びに拡声器及び無線機の類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又は会場の秩序を乱すと認められる者

2 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事の妨害をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録画及び録音で会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、秘密会を開くことを会議が決定したときは、速やかに、会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人を退場させることができる。

(庶務)

第16条 会議の庶務は、市民生活部市民安全課において処理する。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年7月24日から施行する。

平成 29 年度 吉川市地域防災計画改訂概要（案）

【改訂方針】

平成 28・29 年の吉川市組織改正や防災関係法令、上位計画の改訂及び各種防災対策指針の策定内容と整合を図るため、平成 29 年度における時点修正を行います。

【主な改訂内容】

(1) 避難準備情報等の名称及び発令基準の変更

資料 3-1

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、以下の点について変更を行います。

- 災害発生の切迫性に応じて避難勧告等が発令されるよう洪水時における避難勧告等の発令判断基準が見直されました。これにより、吉川市でも、江戸川、中川等に関して氾濫危険水位に達した際には避難勧告を行うなど避難勧告等の発令の目安について、修正を行います。
- 同ガイドライン上で規定されている名称に関して、以下のとおり用語の修正を行います。

変更前	変更後
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始
避難指示	避難指示（緊急）

【関連する章及び節】

＜風水害対策計画＞

第 3 編 風水害対策計画 第 2 章 風水害予防計画
第 2 節 災害に強い防災体制の整備

＜風水害対策計画＞

第 3 編 風水害対策計画 第 3 章 風水害応急対策活動計画
第 1 節 活動体制
第 5 節 避難対策

(2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

資料3-2

「水防法」の改定により、以下の点について変更を行います。

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や、計画に基づく訓練の実施等について義務化されたことにより、変更を行います。

水防法による要配慮者利用施設の所有者又は管理者の措置の義務づけ

変更前	変更後
努力義務	義務

【関連する章及び節】

<風水害対策計画>

第3編 風水害対策計画 第2章 風水害予防計画

第2節 災害に強い防災体制の整備

(3) 車中泊避難者に対する支援に関する項目の追加

資料3-3

- 平成28年5月31日中央防災会議において決定された地域防災計画に基づき、車中泊避難者に対する支援に関する項目（避難者状況調査、避難者への支援、エコノミークラス症候群の予防、排気ガスの車内充満の予防）を追加します。

【関連する章及び節】

<震災対策計画>

第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

(4) 本部長職務代行順位の見直し

資料3-4-1、-2

災害対策本部長（市長）及び水害対策本部長（市長）に事故があった場合又は、欠けた場合の本部長代行順位を災害対策活動に特化した順位に変更を行います。

順位	変更前	変更後
第2順位	教育長	市民生活部長
第3順位	市民生活部長	政策室長

【関連する章及び節】

<震災対策計画>

第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

<風水害対策計画>

第3編 風水害対策計画 第3章 風水害応急対策活動計画

第1節 活動体制

(5) 輸送拠点の設定の見直し

資料3-5

車両による輸送を効率的に行うため、市内に中継物流拠点として施設の設定を行っていますが、近年発生した大規模災害の被災地の救援物資中継物流拠点の状況を踏まえ、より実効性が高い施設へ変更を行います。

変更前	変更後
吉川市役所 吉川2-1-1	総合体育館 上笹塚1-58-1
	旭地区センター 旭6-4

【関連する章及び節】

<震災対策計画>

第2編 震災対策計画 第3章 震災応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

(6) 吉川市組織改正に伴う修正

資料3-4-2

平成28年度及び平成29年度に行われた吉川市組織改正を受けて課名等の修正を行います。主な修正点は次のとおりです。

改正年度	変更前	変更後
平成28年度	社会福祉課	地域福祉課
		障がい福祉課
	給食調理場	廃止
平成29年度	健康福祉部	こども福祉部
		健康長寿部
	いきいき推進課	長寿支援課
	スポーツ振興課	スポーツ推進課
	市民安全課	危機管理課
	都市建設部	都市整備部
	建築課	都市計画課
	都市計画課吉川美南駅 周辺地域整備担当	吉川美南駅周辺地域整 備課

※本項目は、地域防災計画全編を通じて修正があるため、関連する章及び節の記載は省略します。

【改訂スケジュール】

年月	項目	内容
29年	第1回	日時：平成29年7月26日
7月	防災会議	議事：吉川市地域防災計画の改訂概要（案）について
8月	計画決定	計画書配付

資料 3 - 1

③ 本市における避難勧告・指示等の判断基準

本市における避難勧告・指示等の判断基準は、次のとおりとする。

なお、発令にあたっては、河川及び気象の状況、河川管理者及び熊谷気象台の情報、浸水想定区域図、近隣市町の避難勧告・指示等の発令状況等も含めて総合的に判断するものとし、河川管理者等と協議の上、発令するものとする。

□避難判断基準

区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表	利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等				
避難準備 ・高齢者等 避難開始 (避難行動 要支援者 等に対する 避難情報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき	○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき。 ○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。				
	目安となる水位(避難判断水位)					
	江戸川(西関宿) 8.10	江戸川(野田) 8.20	中川(吉川) 3.60			
避難勧告	○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見したとき ○大雨特別警報が発表されたとき。	○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。 ○県本部長・河川管理者から避難についての勧告又は指示の要請があったとき。 ○気象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。 ○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。				
	目安となる水位					
	洪水予報河川(氾濫危険水位)		水位周知河川(特別警戒水位)			
	江戸川(西関宿) 8.40	江戸川(野田) 8.50	中川(吉川) 3.80	中川(牛島) 6.05	新方川(増林) 4.20	大落古利根川(杉戸) 7.95
避難指示 (緊急)	○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発見したとき ○破堤、越水を発見したとき	※上記の状況により、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を発令する。				

注) 上記の判断基準にかかわらず、災害の状況や要避難地域の状況等により本部長が必要と認めた場合、本部長は適宜、避難勧告・指示等が発令することができる。

注) 上記の判断基準は、可能な限り避難勧告・指示等の客観的な判断基準を整備する観点から示したものであり、必要に応じて見直すものとする。

注) 上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されることがあるので、注意すること。

第9 要配慮者の安全確保

平成16年7月に発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨による災害時には、犠牲者の半数以上が高齢者であったことから、避難勧告等の発令・伝達や高齢者の避難支援についての課題が明らかになった。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災においても、被災地全体のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、また、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にのぼり、改めて、高齢者や障がい者などに配慮した避難を行うための情報伝達が十分に行われなかったこと、また、安否確認が円滑に進まなかったことなどの課題が浮き彫りになった。

ここでは、災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や障がい者及び言葉の文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人等のいわゆる要配慮者の安全確保に必要な施策を定める。

9.1 避難行動要支援者の安全対策【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、危機管理課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織】

9.2 在宅の要配慮者全般の安全対策【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課】

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 災害に強い防災体制の整備

第8 要配慮者の安全確保

8.1 避難行動要支援者の安全対策（震災-予防-58～60）

8.2 在宅の要配慮者全般の安全対策（震災-予防-61）を準用する。

9.3 要配慮者利用施設等の安全対策【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、保育幼稚園課、健康増進課、危機管理課、社会福祉施設、事業所等】

1 市による安全対策

市は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の次に掲げる施設について、利用者などの洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため、あらかじめ施設の名称や所在地、連絡先等を把握し、洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、国や県などとともに、避難確保計画又は浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置、訓練の実施など、自衛水防の取組みを支援し、地域水防力の向上を図る。

なお、各施設への洪水予報等の伝達方法は、ファクシミリ、電子メール又は電話を基本とする。

(1) 要配慮者利用施設

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する

施設（保育所(園)、幼稚園、学校、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院など）

(2) 地下街等

地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（延べ面積が1,000 m²以上の地下街又は地階の床面積の合計が5,000 m²以上の防火対象物など）

(3) 大規模工場等

大規模な工場その他の施設であって洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる施設（国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当する施設で、その施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。延べ床面積が10,000 m²以上の工場、作業所又は倉庫など）

『【資料】第3. 1「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」』参照

2 施設の所有者又は管理者による安全対策

市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、水防法に基づき、避難確保計画又は浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置、訓練の実施など、自衛水防の取組みを実施するよう努める。なお、避難確保計画又は浸水防止計画を作成した場合、また、自衛水防組織を設置した場合は、市長へ報告する。

□水防法による施設の所有者又は管理者の措置等

事業所等	要配慮者利用施設	地下街等	大規模工場等
措置の義務付け	義務	義務	努力義務
措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画の作成 ・ 自衛水防組織の設置 ・ 訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画の作成 ・ 浸水防止計画の作成 ・ 自衛水防組織の設置 ・ 訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水防止計画の作成 ・ 自衛水防組織の設置 ・ 訓練の実施

その他の事項については、次に示す項目を準用する。

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第2節 災害に強い防災体制の整備

第8 要配慮者の安全確保

8.3 社会福祉施設等の要配慮者への安全対策

(震災-予防-62、63)を準用する。

断し、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。

- ② 電話、FAX、無線、使送等により避難所開設の日時、場所、施設名、避難者数を本部に報告する。
- ③ 施設の扉を開錠する。
- ④ 避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務室を設置する。
避難者からよくわかるように「事務室」と表示し、避難所を開設した以降は、事務室に必ず職員を常時配備しておく。また、事務室には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。
- ⑤ 避難者の受入れスペースを指定する。スペースを指定するときは、発災初期段階においては、1人当りおおむね2㎡(1m×2m)の面積を基本とし、できるだけプライバシーが確保できるように考慮する。指定の方法は、床面にテープ又は掲示等で標示する。
- ⑥ すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。

4.6 避難所の運営【避難所班】

避難所の管理は、「避難所班」が当たる。施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。避難所の運営は、自治会又は自主防災組織を中心とした組織が自主的に運営することを原則とする。ただし、発災初期段階においては、「避難所班」及び施設管理者が主体的に運営する。なお、「総括班」は、避難所の運営等に対し、県等の支援が必要な場合は、県に避難所への職員派遣など、支援要請を行うものとする。

また、避難所の運営にあたっては、あらかじめ定めた避難所運営マニュアルなどを参考に施設の設備、避難者の状況等に応じて、運営する。

<活動内容と手順>

1 運営上での留意点

- 避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。市で不足が見込まれる場合には県、近隣市町に応援要請する。
- 避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。
- 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。
- 運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。
- 避難所の運営にあたっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境の整備に努める。
- 避難所生活のルールなどについて、避難所の出入口などの見やすい場所に掲示、又は、入所者へ配付するなどにより周知する。
- 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、間仕切りの設置等、避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- 市と県は、避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設

ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等必要な措置をとる。なお、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行うとともに、必要に応じて、福祉避難所の設置、医療機関への移送や社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣等の措置をとる。

- 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。なお、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

2 要配慮者や女性などへの配慮

- 避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。
- 出入口等の段差の解消や通路の確保に努める。
- 要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、障がい者用トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。なお、女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備に努める。
- 要配慮者の要望把握や相談対応のために、市及び県職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師、ボランティアなどにより、チームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスの実施や相談窓口の開設に努める。
- 性犯罪や配偶者間の暴力等を防止するとともに、女性のニーズを把握するため、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置又は巡回の実施に努める。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等にあたっては、男女共同参画センターや民間団体を活用する。
- インフルエンザや肺炎等による避難者の身体状況の悪化に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。
- 市と県は、要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、文字放送テレビ等により情報の提供に努める。
- 外国人に対しては、言語や生活習慣等への配慮に努める。
- 要配慮者に配慮した食事を提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）する。
- 障がい者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付又は給付手続きの簡素化を図る。
- 要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。
- 介助入浴サービスを実施する。
- 避難住民との調整（孤立化しないようにする）を図る。

□要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示

- ・高齢者…紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡
- ・乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣服、おぶい紐、ベビーカー等
- ・肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- ・病弱者、内部障がい者…医薬品、使用装具
- ・膀胱又は直腸機能に障がい…オストメイトトイレ
- ・咽頭摘出…気管孔エプロン、人工咽頭
- ・呼吸機能障がい…酸素ボンベ
- ・聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- ・視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ
- ・知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- ・女性…女性用下着、生理用品などの衛生用品
- ・妊産婦…マット、組立式ベッド
- ・外国人…外国語辞書、対訳カード

《 参考 》

過去の大災害では、避難所の環境が良くなかったため、高齢者等の要配慮者が体調を崩したケースが多く発生した。

3 運営の手順

(1) 避難者名簿及び職員避難所勤務状況の交付、作成及び報告

名簿の作成は、避難者に避難カードを交付し、避難者各人が記入する。自分で記入ができない場合は、「避難所班」が記入する。「避難所班」は避難者カードに基づき避難者名簿を作成し、避難者の状況を「広報情報班」に報告する。

また、職員避難所勤務状況についても併せて作成し、「総括班」に報告する。

(2) 居住区域の割振り

部屋の割振りは、可能な限り地区ごとにまとまりがもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度が目安）で構成し、居住区域ごとに代表者を選定して、以後の情報連絡等の窓口となるように要請する。

① 代表者の役割

- ア 「避難所班」からの指示、伝達事項の周知
- イ 避難者数、給食者数、物資の必要数の把握と報告
- ウ 物資の配布の指示
- エ 各避難者の要望の取りまとめ

(3) 食料、生活必需品の請求、受取り、配給

避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達不可能なものにつ

いては、「産業物資班」へ要請する。

また、到着した食料や物資を受け入れ、班ごとに配布する。この際、物品の受払簿に記入する。

(4) 運営状況の報告

避難所の運営について、毎日正午までに「広報情報班」に報告する。

(5) 避難所日誌の作成

避難所の運営記録として、避難所日誌を記録する。

(6) 業務スペースの確保

指定避難所においては、要配慮者、医療、会議、本部等に使用するスペースを確保する。

(7) 駐車対策

避難所の長期運営上欠かせないスペースであるグラウンド等には、車を駐車させないようにする。

(8) その他

指定避難所以外に避難している住民についても同様とする。

4 避難所の開設期間

避難所は、避難する必要がなくなった場合、又は被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖するものとする。

なお、避難所を閉鎖した場合、「総括班」は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は7日間とする。また、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける必要がある。

5 福祉避難所の設置運営

市は、通常の避難所での生活が困難である要配慮者の避難所として福祉避難所を設置し、医療や介護などの必要なサービスを提供する。

『【本文】前記「2 要配慮者や女性などへの配慮」』参照

6 車中泊避難者への支援

車中泊避難者に対して必要な支援を行う

(1) 車中泊避難者の状況の把握

指定避難所以外で車、テント等へ避難している避難者について、自主防災組織等の協力を得て、避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

(2) 車中泊避難者への支援

指定避難所以外に避難した車中泊避難者に対して、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

(3) エコノミークラス症候群の予防

近年の大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすために水分摂取を控えた

ことから、エコノミークラス症候群を発症したとの報告があることから、予防するためのストレッチ運動等を行うよう呼びかけを行う。

(4) 排気ガス車内充満の予防

積雪時の車の利用は、排気ガスの車内充満の危険性もあることから、マフラー周辺の除雪を行うよう呼びかけを行う。

7 避難所等の警戒警備

避難所及び被災地の安全を確保するため「教育施設班」及び「学校教育班」は、自主防災組織、吉川警察署その他関係機関との連携、協力のもと犯罪防止対策を重点とした警戒警備活動を実施する。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」の範囲内において県に請求できる。

避難所開設に伴う費用は、人夫費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずるものとする。

『【資料】第2. 15「災害救助基準「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」』参照

4.7 広域一時滞在【総括班、避難所班】

(1) 県内一時滞在

市は、大規模災害のため、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、県、県内各市町村の協力を得て、被災住民を県内各市町村に避難させる。

また、県内各市町村から協力を求められた場合は、広域一時滞在のための避難所の提供に努めるとともに、提供した後に、被災者支援のための要員等が確保できなくなった場合は、県等に必要な支援を要請する。

(2) 県外一時滞在

県は、大規模災害のため、県外の広域一時滞在（他都道府県への避難）が必要な場合、市からの協議に基づき、避難先となる都道府県と受入れについて協議する。

また、市は、県知事から他都道府県からの避難者の受入れの協議があった場合は、避難所等から適切なものを選定し、受け入れるものとする。

(3) 移送

県は、県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体での二次受入れを調整する。

避難者の移送については、受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

4.8 普通生活への復帰・避難所の縮小【総括班、避難所班】

避難所の多くは学校等の公共施設であり、いずれ本来の機能を回復しなければならな

資料 3 - 4 - 1

第3 水害対策本部の設置と運営【全職員】

非常体制（第1配備）における水害対策本部は、次のとおりとする。

1 水害対策本部の設置

市長は、市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるときは、非常体制第1配備を発令し、水害対策本部を設置する。

2 水害対策本部の組織等

(1) 水害対策本部の組織

水害対策本部の組織は、次のとおりとする。

□水害対策本部組織表（非常体制：第1配備）

本部長	市長	
副本部長	副市長、 <u>市民生活部長</u>	
本部員	政策室長、総務部長、 <u>こども福祉部長</u> 、 <u>健康長寿部長</u> 、都市整備部長、水道課長、 <u>教育長</u> 、教育部長、会計管理者、議会事務局長、消防長	
部名	担当本部員	水害対策活動班名
総括部	市民生活部長 都市整備部長	総括班
広報情報部	政策室長 議会事務局長	広報情報班
市民支援部	総務部長 会計管理者	市民支援班
応急対策部	都市整備部長	応急対策班
交通衛生部	市民生活部長	交通衛生班
市民援護部	<u>こども福祉部長</u> <u>健康長寿部長</u>	市民援護班
水道部	水道課長	水道班
教育部	<u>教育長</u> 教育部長	教育班
		応援班
消防本部	消防長	吉川市消防団

(2) 水害対策本部長の代行の順位

水害対策本部長に事故があった場合又は欠けた場合の本部長代行の順位は、次のとおりである。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 市民生活部長
- 第3順位 政策室長

(3) 水害対策活動班の管理者及び職員配置

市長は、年度ごとに出水期前に水害対策活動班の管理者及び職員の配置を定め、当該管理者及び職員に通知するものとする。

資料 3 - 4 - 2

第 4 災害対策本部の設置と運営【全職員】

非常体制（第 2 配備）における災害対策本部は、次のとおりとする。

1 災害対策本部の設置

市長は、市域において甚大な水害が発生、又は発生するおそれがあるときは非常体制第 2 配備を発令し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、第 2 庁舎 204 会議室に設置する。本部の設営、看板の設置等は、総括班が行う。なお、庁舎が被災し、庁内での本部設置が不可能となった場合は、吉川松伏消防組合消防本部に設置する。

3 災害対策本部の運営

本部長は、副本部長及び本部員で構成する市災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

4 災害対策本部の所掌事務

次の事項に関して、災害対策本部の基本方針を決定する。

- (1) 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令又は解除に関すること。
- (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
- (5) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。
- (6) 市町村の相互応援に関すること。
- (7) 埼玉県、自衛隊及び公共機関に対する応援要請に関すること。
- (8) 各部の連絡調整に関すること。
- (9) 防災対策に要する経費の支弁に関すること。
- (10) その他、災害対策に関する重要事項の決定等に関すること。

5 部の設置

災害対策本部に部を設置し、市災害対策本部会議の決定した方針に基づき災害対策の活動の実施に当たる。

6 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

7 本部の弾力的運用

本部長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、部班を弾力的

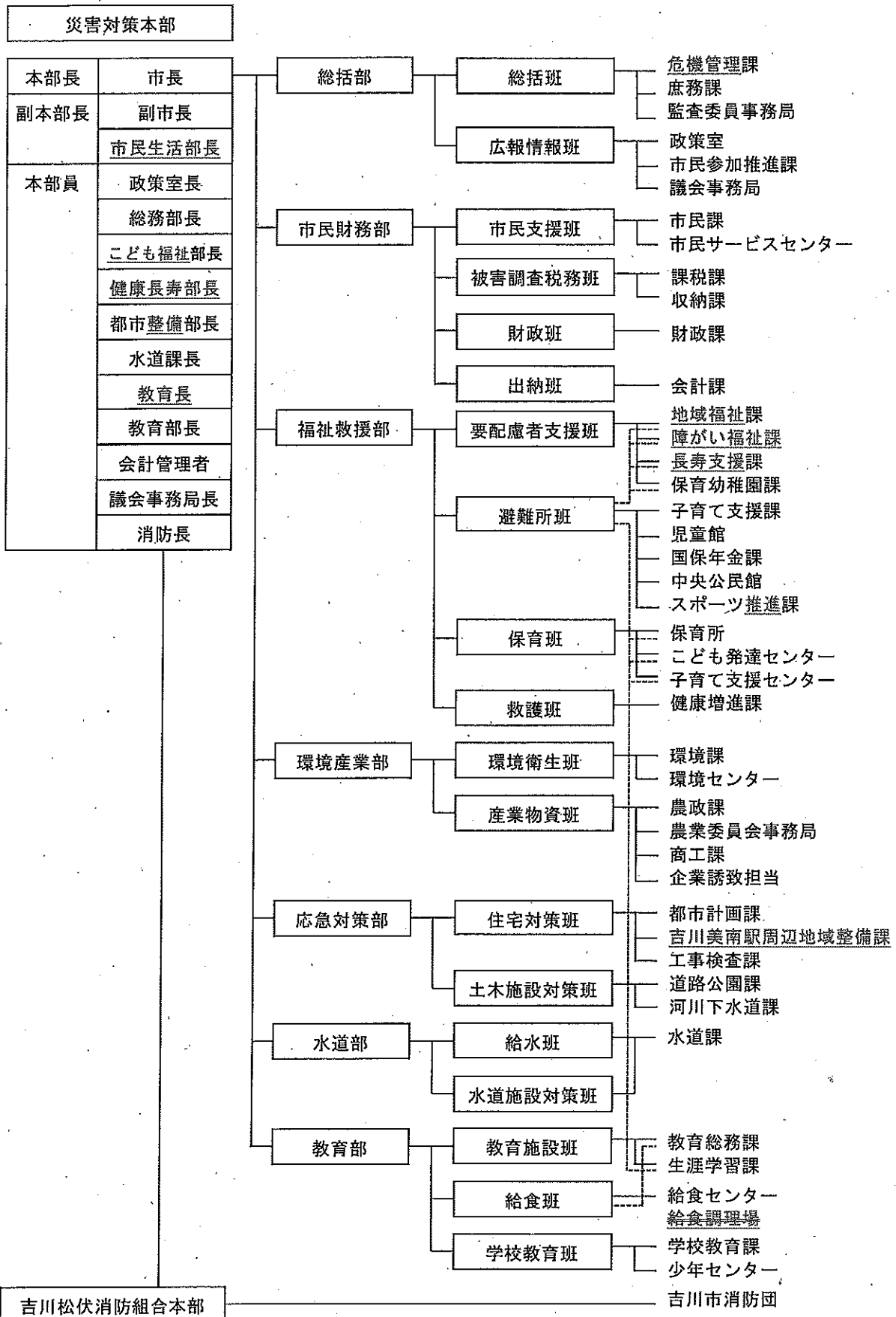
に運用する。

8 災害対策本部の組織等

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

□非常体制第2 配備体制（災害対策本部）組織表



注) 「-----」は、兼務

(2) 災害対策本部長の代行の順位

災害対策本部長に事故があった場合又は欠けた場合の本部長代行の順位は、次のとおりである。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

第3順位 政策室長

(3) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

資料 3-5

<活動内容と手順>

1 車両・ヘリコプターの調達

- (1) 「産業物資班」は、車両を効率的に管理し、車両に不足が生じれば、タクシー業者、貨物運送業者、バス会社等からの借上げ又は県その他関係防災機関に対する応援要請を行う。
- (2) 車両の借上依頼については、(一社)埼玉県トラック協会吉川支部、バス協会等の活用を図る。
- (3) 借上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体、当該業者等と通常行うところにより協議して決める。
- (4) ヘリコプターの調達については、県災害対策本部輸送部又は自衛隊に要請する。

2 燃料の調達

「産業物資班」は、公用車及び借上車のすべてに必要な燃料の調達を行う。

3 配車

- ① 各班は、車両を必要とするときは、車種、搭載量、台数、日時及び引渡し場所を明示し、「総括班」に請求する。
- ② 各班及び「産業物資班」は、所定の様式に必要事項を記入する。

4 緊急輸送用車両確認証明書及び標識の申請

交通規制中、災害応急対策に必要な物資の緊急運送その他応急対策を実施するための緊急輸送車両の通行確保については、県公安委員会に申し出て、緊急輸送用車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。

なお、公有全車両及び関係機関又は団体からの調達車両については、事前に県公安委員会に届出を行い、発災後速やかに証明書の発行が受けられる体制にしておくものとする。

『【本文】本編 第2章 第2節「第6 緊急輸送体制の整備」(震災-予防-53~56)』参照

1.3 緊急輸送【産業物資班】

車両による輸送を効率的に行うために輸送拠点及び集積場所を設定し、関係機関と協力の上、緊急輸送を実施する。

<活動内容と手順>

1 車両による輸送

① 基本方針

公有車両又は直接調達できる車両等で輸送を行うことを基本とする。

事前の協定書の締結等により、各業者が指示を待たずに指定されている場所に直接物資等の輸送を行う。

② 車両の確保

③ 代替輸送ルートの検討

緊急輸送ルートの被害状況を確認し、使用不可能なときは、吉川警察署、県春日部現地対策本部（東部地域振興センター）と協議の上、代替輸送ルートを決める。

④ 輸送拠点の設定

市内に、中継物流施設として次の施設を物資の輸送拠点とする。

あらかじめ設定している輸送拠点が被災した場合や、保管スペースが不足することが見込まれる場合は、速やかに中継物流施設として利用できる指定避難所を輸送拠点として設定する。

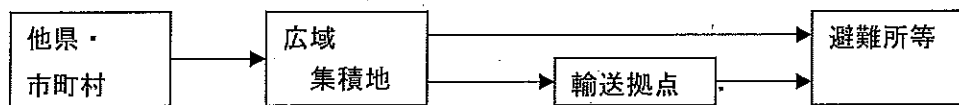
なお、輸送拠点には、風雨等によって物資が破損しないようにテントやビニールシートを用意しておくものとする。

□輸送拠点施設

施設の名称	所在地
総合体育館	上笹塚1-58-1
旭地区センター	旭6-4

《参考》

□物資輸送の流れ



※広域集積地とは、県が指定した食料の輸送拠点で県内17箇所をいう。

2 鉄道輸送

被災者又は物資運送のため、車両の増結や臨時列車の増発などを必要とする場合は、東日本旅客鉄道(株)吉川駅と協議して適切な処置を講ずる。

『【資料】第2. 12「防災関係機関一覧」』参照

3 航空輸送

被害状況及び道路交通状況によっては、県災害対策本部輸送部及び陸上自衛隊第32普通科連隊に対し、ヘリコプター等の出動を要請する。

「産業物資班」は、ヘリポートの開設が可能であるか予定地の状況を早急に把握しておく。

なお、ヘリポートの開設準備は次のとおりとする。

- ① 砂塵の舞い上がらないよう、乾燥しているときは十分に散水する。
- ② 風圧のため飛散する恐れのあるものは除去する。
- ③ 上空から風向、風速が判定できるよう着陸点近くに赤白の吹き流し又は発煙筒を設置する。吹き流しは、地上4.5m～5m程度とする。
- ④ 粉末消火器を準備する。

吉川市防災会議の概要

1 名称

吉川市防災会議

2 設置根拠法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第16条第1項

3 設置趣旨（法第16条第1項）

市に、当該市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市防災会議を置く。

4 所掌事務（吉川市防災会議条例（以下「条例」という。）第2条）

- (1) 吉川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

5 組織構成（条例第3条）

- (1) 防災会議は、会長及び委員32人以内をもって組織する。
- (2) 会長は、市長をもって充てる。また、会長は、会務を総理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - ① 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ② 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - ③ 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - ⑤ 吉川市教育委員会教育長
 - ⑥ 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長
 - ⑦ 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者
 - ⑧ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ⑨ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - ⑩ 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- (5) ⑧、⑨及び⑩の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。なお、委員は、再任されることができる。

吉川市防災会議 委員名簿

会長	吉川市	市長	中原 恵人
	所属機関団体名	職名	氏名
【1号委員】指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者			
1	国土交通省関東地方整備局	江戸川河川事務所長	金澤 裕勝
2	農林水産省関東農政局	埼玉支局地方参事官(埼玉支局長)	深山富美男
3	厚生労働省埼玉労働局	春日部労働基準監督署長	布施 武雄
【2号委員】埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者			
4	埼玉県	東部地域振興センター所長	酒井 英治
5	埼玉県	草加保健所長	中山 由紀
6	埼玉県	越谷県土整備事務所長	細田 哲也
【3号委員】埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者			
7	埼玉県警察	吉川警察署長	南雲 芳夫
【4号委員】市長がその部内の職員のうちから指名する者			
8	吉川市	副市長	椎葉 祐司
9	吉川市	政策室長	野尻 宗一
10	吉川市	総務部長	浅水 明彦
11	吉川市	健康長寿部長	鈴木 昇
12	吉川市	市民生活部長	中山 浩
13	吉川市	都市整備部長	関根 勇
14	吉川市	教育部長	中村 詠子
【5号委員】吉川市教育委員会教育長			
15	吉川市教育委員会	教育長	染谷 行宏
【6号委員】吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長			
16	吉川松伏消防組合	消防長	地引 二郎
17	吉川松伏消防組合	吉川消防署長	黒田 信浩
18	吉川市消防団	団長	宮田 孝一
【7号委員】吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者			
19	吉川市水道課	課長	山口 剛介
【8号委員】指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者			
20	東日本高速道路(株)	関東支社谷和原管理事務所長	宮野 敏雄
21	東京電力パワーグリッド(株)	川口支社草加事務所長	田村 暢康
22	NTT東日本電信電話(株)埼玉事業部	埼玉南支店長	鈴島 秀一
23	東武バスセントラル(株)	吉川営業所長	中澤 陽一
24	東日本旅客鉄道(株)	吉川美南駅長	春原 尊史
25	日本郵便(株)	吉川郵便局長	大森 謙一
26	東彩ガス(株)	取締役	臼井 照雄
27	一般社団法人埼玉県トラック協会	吉川支部副支部長	中井 薫
28	一般社団法人吉川松伏医師会	副会長	小笠原 忠彦
【9号委員】自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者			
29	吉川市自主防災組織連絡協議会	会長(中野1区自主防災会)	高尾 良
【10号委員】1号から9号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者			
30	社会福祉法人吉川市社会福祉協議会	社会福祉士	浦上 利詠
31	吉川市自治連合会	副会長(吉川団地自治会長)	高橋 健太郎
32	吉川市民生委員・児童委員協議会	吉川市東地区会長	鈴木 庄次

【参考法令】 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2～5 略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- (4) 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
- (4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- (5) 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

【参考法令】 吉川市防災会議条例（昭和39年条例第4号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、吉川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員32人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 吉川市教育委員会教育長
- (6) 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長
- (7) 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者

6 前項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

略